

決算特別委員会 理事会 決定事項

令和7年11月4日

＜決算特別委員会（総括質疑）の実施について＞

1 審査日程について

月 日	開 会 時 刻	審 査 時 間
11月28日(金)	午後1時	3時間20分

ただし、休憩時間を除く

2 各会派の発言者数について

会派	発言者数
自 民	2 人
諸 派	3 人
計	5 人

3 発言順序について

自民． 諸派． 諸派． 諸派． 自民

4 質疑の範囲について

委員の質疑は、総括説明、各分科会による書面審査をはじめ、

11月18日（火）開催の委員会までにおける審査の過程で協議されてきた令和6年度富山県各会計決算に関する事項に限って行うものとする。

5 質問者の持ち時間について

- (1) 質問者の持ち時間は、答弁時間を含めて1人40分を超えないものとする。
- (2) 持ち時間が余った場合には、残余の時間は放棄したものとする。

6 答弁時間について

答弁時間は、質問者の発言時間の半分を目途とし、答弁は結論のみ簡潔に述べるようにする。

7 制限時間の通知方法について

持ち時間終了 5 分前に発言残時間表示装置の黄ランプ表示により予告し、終了は赤ランプ表示で通知する。

8 発言通告について

質問者の発言通告（質問事項及び答弁者）は、11月27日（木）午後1時まで委員長へ報告する。

9 資料の配付、掲示について

- (1) 委員は質疑において、資料を配付し又はパネル、デジタルサイネージにより掲示することができる。
- (2) 前号の場合、委員は予め委員長の許可を得なければならない。
- (3) 第1号の資料は、当該質疑に関連したものとし、イベントの告知及び事業の案内並びにこれらに類するものは含まない。
- (4) デジタルサイネージで掲示する資料は、静止画に限るものとし、動画または音声の再生は認めない。
- (5) 委員は資料を配付し又は掲示する場合、11月27日（木）午後4時まで次の部数の紙資料及びデータを事務局に提出する。
ただし、掲示資料が写真のみの場合は、紙資料では配付しないことも可とし、事務局への提出はデータのみとする。

・資料配付の場合 70部

・デジタルサイネージによる掲示の場合 35部

10 答弁者の出席範囲について

- (1) 出席者は、原則として課長（本庁、行政委員会、企業局）以上とし、答弁に支障のない程度に出席する。
- (2) 行政委員会の委員長及び出先機関の長は、出席要求のある場合のみ出席する。
- (3) 県が出資する公社等の役員に対しては、出席要求をしない。

11 委員会室について

委員会は、議事堂大会議室で開催する。

12 発言の方法等について

発言方法は一問一答方式によるものとする。

発言は、質問者、答弁者ともに、委員長の許可を得て、自席で着席にて発言するものとする。

委員会におけるマスク着用は、個人の判断に委ねる。

13 傍聴の取り扱いについて

傍聴席は15人分設ける。

14 総括質疑以降の委員会の審査日程について

11月28日（金） 委員会 （総括質疑）

（↑委員会終了後） 理事会 （審査報告書の協議）

※昨年度は、11月定例会・代表質問後に委員会を開催し、採決